

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	東芝保険サービス株式会社
■取組方針掲載ページのURL :	https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/voice2/index.htm
■取組状況掲載ページのURL :	https://www.toshiba.co.jp/tisco/hoken/voice2/index.htm

原 則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則 2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	前文「つねにお客さまのことを考える」取組み（お客さま本位の業務運営方針） 方針1.お客さまの声を活かした、最良のサービスをお届けします 方針1(1)お客さまの声を活かした活動を「CS-UP10002活動」と称し、事業活動の品質向上を図ります 方針1(1)①苦情対応マネジメントシステム（ISO10002*）規格への適合宣言 方針1(2)お客さまの声を活かし、お客様のニーズに応えた保険商品・サービスの提供を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取組みに関するご報告 P.3.5.20
	(注) 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	方針1.お客さまの声を活かした、最良のサービスをお届けします 方針1(2)お客さまの声を活かし、お客様のニーズに応えた保険商品・サービスの提供を行います 方針1(3)お客さまの声から生活に役立てていただくための様々な情報・サービスをご案内しています 方針1(4)「お客さまの声」の対応履歴を記録し、お客さまから信頼されご満足いただけるよう、お客さま対応の品質向上に努めます 方針1(4)①「お客さまの声」の活用 方針1(4)②お客さま対応のモニタリング 方針1(4)③「お客さま満足度調査」の実施 方針1(4)④お客さまの声を傾聴し、業務品質の改善につなげます 方針1(5)お客さまの声をお受けする窓口として、組織体制を整備しています	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取組みに関するご報告 P.6.7.8.9
原則 3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)①利益相反の適切な管理	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取組みに関するご報告 P.10.15.16
	(注) 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・ 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・ 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・ 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)①利益相反の適切な管理	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取組みに関するご報告 P.8.10.15.16
原則 4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)②手数料その他の費用の開示について	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取組みに関するご報告 P.8.10
	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取組みに関するご報告 P.8.10
	(注1) 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・ 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・ 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取組みに関するご報告 P.8.10.

原則 5	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	非該当	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)③複数の金融商品の取り扱いについて	方針2(1)③複数の金融商品の取り扱いについて
	(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.8.10
	(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.8
	(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.8.10
原則 6	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	方針1.お客さまの声を活かした、最良のサービスをお届けします 方針1(3)お客さまの声から生活に役立てていただくための様々な情報・サービスをご案内しています 方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います 方針2(3)保険募集コンプライアンスのモニタリングを実施し、保険募集業務の適切な運営に努めます 方針2(3)①自己点検・巡回点検・内部監査の実施 方針2(4)保険募集人の資格の取得状況を管理し、適格な保険募集体制を確立します	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.8.10.11
	(注1)	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・ 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・ 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと ・ 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.8
	(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	非該当	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)③複数の金融商品の取り扱いについて	方針2(1)③複数の金融商品の取り扱いについて
	(注3)	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	非該当	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)③複数の金融商品の取り扱いについて	方針2(1)③複数の金融商品の取り扱いについて
	(注4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性にに応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います 方針2(3)保険募集コンプライアンスのモニタリングを実施し、保険募集業務の適切な運営に努めます 方針2(3)①自己点検・巡回点検・内部監査の実施	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.10.12.15
	(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	方針1.お客さまの声を活かした、最良のサービスをお届けします 方針1(3)お客さまの声から生活に役立てていただくための様々な情報・サービスをご案内しています 方針2. 適切な保険募集を行い、責任ある対応を約束します 方針2(1)お客さまの意向に沿った保険募集を行います 方針2(2)高齢者・障がい者の特性を考慮し、きめ細やかな対応を行います	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.8.10.11.14

原則 7	【従業員に対する適切な動機づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。		実施	方針3.切磋琢磨するための取り組みにより、お客さまにご満足いただけることを目指します 方針3(3)従業員満足の向上として「TISCO WAY」を掲げ、お互いが気持ちよく仕事ができる環境の醸成を図ります	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.12.17.20
	(注)	金融事業者は、各原則(これらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	方針3.切磋琢磨するための取り組みにより、お客さまにご満足いただけることを目指します 方針3(1)お客さまに適切なご案内ができるように保険募集人のスキル向上に取組みます 方針3(2)コンプライアンスの徹底とお客さまに寄り添う対応を学ぶ場を設けています	2023年度 “つねにお客さまのことを考える”取り組みに関するご報告 P.13.14.15.16.18.19

【照会先】	
部署	企画業務部 品質管理グループ
連絡先	044-578-1034